

質問回答

件名 天理市広告付おくやみハンドブック無償提供者募集事業

No.	質 問	回 答	備 考
1	仕様書の中に「校正については、協定書締結から配布開始まで3回程度」とあるのですが2回にすることはできますでしょうか。（3回校正だとスケジュールが厳しいため）	ご提示いただける「おくやみハンドブック」の内容及び打合せ次第となり、必ずしも校正を3回必要とするものではございませんが、適切な事業体制、対応は必要と考えています。	
2	「その後配布期間にあっては年1回程度とする。」とあるのですが、配布期間中に修正が1回発生するということでしょうか。それとも、3年協定なので、次年度発行ごとには校正が1回になるということでしょうか。	昨今の制度改正や本市の組織改編の状況を鑑み、年1回の内容見直しは必要と考えます。 そのため、協定期間中各年度において、おくやみ手続きに関する部分の修正有無に関わらず1回程度の校正を設けるものです。	